

[研究論文]

建設産業と公共事業

小 森 治 夫

はじめに……本稿の課題

I 建設産業の特質と歴史

- (1) 建設産業の概要
- (2) 建設産業の特質
- (3) 建設産業の歴史

II 建設産業と公共事業

- (1) 90年代の建設産業
- (2) 建設産業と公共事業

おわりに……地域に根ざした建設産業の役割

はじめに……本稿の課題

現在、公共事業に関する議論がさかんに行われている¹⁾。

論点としては、①環境を破壊する公共事業が多い、②ムダな公共事業が多い、③公共事業が財政赤字の根源である、などさまざまな論点がある。

このように、公共事業に関する議論が展開される背景には、1990年代初めのバブル経済崩壊後に、景気対策として、従来型公共事業の大盤振る舞いが行われたにもかかわらず、目的とする景気浮揚にはさほど経済効果を発揮せず²⁾、財政赤字のみを膨脹させたという、厳しい現実がある。

1) 中山徹『地域経済は再生できるか』, 新日本出版社, 1999年。

2) 「土木工事は今や重機中心であり人手が要らない、発注量が増えても雇用増には結び付かない。」
「建設業界の雇用はすでに水膨れしており、公共事業を増やしても雇用増には結びつかない。」(「日本経済新聞」1999年1月24日)

このように、公共事業のあり方論として、しばしば論じられる公共事業論ではあるが、産業論の立場から考えてみると、建設産業との関連において公共事業が論じられることはあまりなかったのではないかと思う。

そこで、本稿では、産業論の立場から、日本の主要産業の一つである建設産業の特質と歴史を論じるとともに、建設産業と公共事業のかかわりについて論じてみたいと思う。そして、地域産業論の視点から、地域に根ざした建設産業の展望についても検討してみたい。

1 建設産業の特質と歴史

(1) 建設産業の概要

日本の建設産業は、GDP（国内総生産）の2割弱に相当する約76兆円の建設投資を担うとともに、全産業就業人口の1割を超える685万人の就業者を擁している³⁾。

建設業許可業者数については、1997（平成9）年3月末現在で約56万である。1986（昭和61）年から1990（平成3）年までは漸減傾向にあったが⁴⁾、1991（平成4）年以降増加に転じ、1997年3月末は過去最高である（図1参照）⁵⁾。

これを資本金階層別にみると、個人および資本金1億円未満の業者が約99%を占めており、圧倒的多数は中小零細業者である（図2参照）⁶⁾。

建設産業はさまざまな業種から成り立っている。この建設産業の分類には、

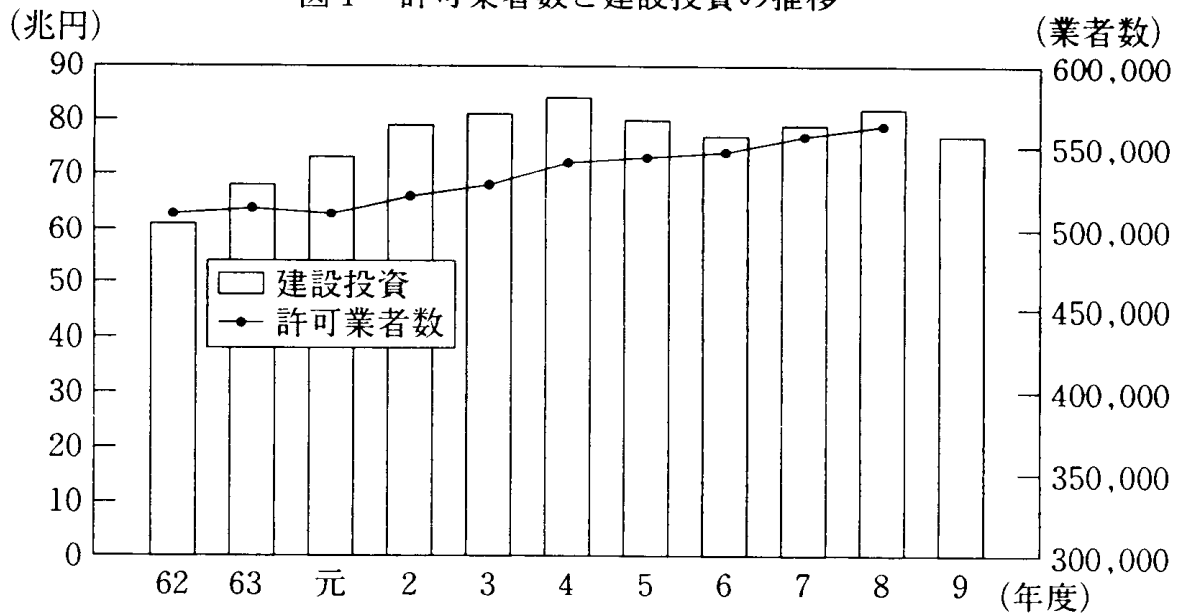
3) 建設省編『平成10年版 建設白書』, 505ページ。

4) 「バブル期に建設産業ですすんだことは、土地ころがし・高騰による個人住宅建築の困難、大手建設企業や異業種大企業の住宅建築分野への横暴な進出、建築資材等の大企業の価格支配強化と大企業には安く中小建設業者には高い差別的卸値、労働力を大手建設企業が奪い、中小建設業では人手不足現象が起きるなど、まさに大企業の目に余る横暴の強行です。このようなもとで、中小建設業者は身近な町場の仕事を奪われ、大手の系列・下請に入るか、そのもとで労働者になるか、中小建設業者の淘汰がすすんだのです。」（建設政策研究所・中小商工業研究所『建設産業の現在』, 東信堂, 62ページ）

5) 建設省編, 前掲書（注3）, 505ページ。

6) 同上書（注3）, 505ページ。

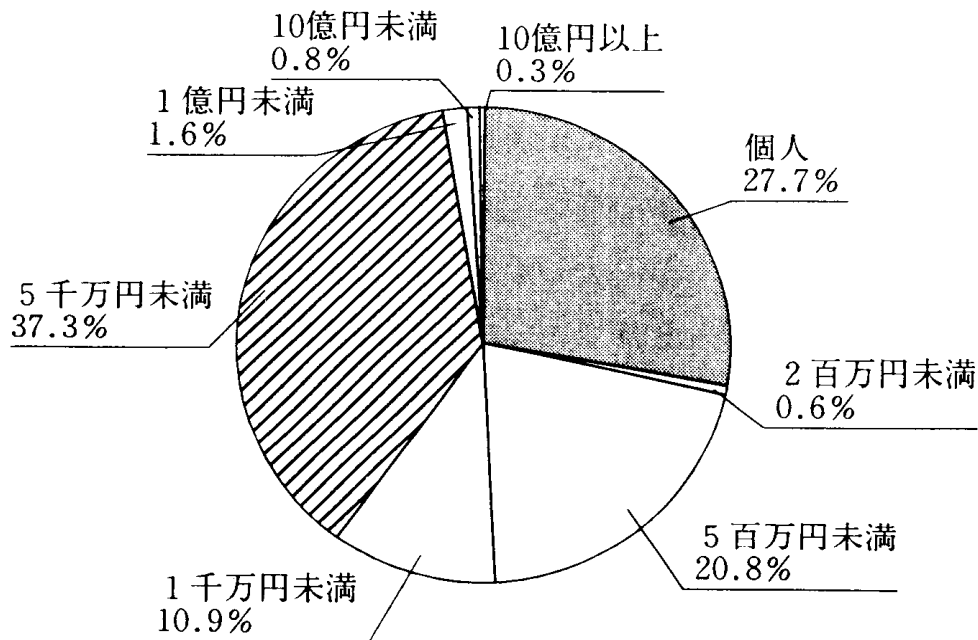
図1 許可業者数と建設投資の推移



資料出所) 建設省「建設投資見通し」, 「建設業許可業者数調べ」
 注1) 建設投資の平成7年度は実績見込み, 8年度は見込み,
 9年度は見通しである。(暫定推定)
 注2) 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

(出所) 『建設白書』平成10年版, 506ページ。

図2 建設業許可業者数 (総数564,849)



資料出所) 建設省建設業課「建設業許可業者数調べ」
 注) 平成9年3月末現在

(出所) 図1に同じ, 507ページ。

日本標準産業分類と建設業法によるものがある。

日本標準産業分類によれば、建設産業は総合工事業・職別工事業・設備工事業に三分類され、さらに細分化されている。総合工事業は土木施設、建築物に関する建設工事一式を施工し、職別工事業は大工・とびなど建設工事に技能を提供し、設備工事業は電気・空調などの設備、機械装置などの建設工事の設備に関する業である。

他方、建設業法では工事の内容、施工技術の相違、取引の慣行などの実態面から業種を分類している。すなわち、日本標準産業分類の総合工事業にあたる業種を建築一式、土木一式との二本立てとし、大工・左官など技能工事業、電気・空調などの設備工事業をまとめて専門工事業としている。この専門工事業は26に分類されている（表1参照⁷⁾。

(2) 建設産業の特質

ここでは、建設産業の特質について検討してみよう（図3参照）。

建設業の特殊性は、造船・自動車産業などと同様の総合組立産業でありながらも、屋外での移動生産を主体とする不安定な一品受注生産という特徴を集約的に有していることである。これが建設産業の第一の特質である⁸⁾。

第二の特質は、この建設業の特殊性ゆえに、重層的な下請制度が他の産業には例がみられないほど広く不可欠なものとして発達したことである⁹⁾。

第三の特質は、同じ巨大企業であっても自動車産業や電気機器製造業などは国家財政との関係はさほど直接的ではないのに対して、建設産業は公共事業への依存度が高く、国家財政との関係がきわめて直接的で強いことである¹⁰⁾。

第四の特質は、発注者の中枢に位置する建設省は、予算配分権、業務権、人事権などを極端に中央に集中させた中央集権的構造となっており、戦前の内務

7) 中村賀光『建設業界』，教育社，64～65ページ。

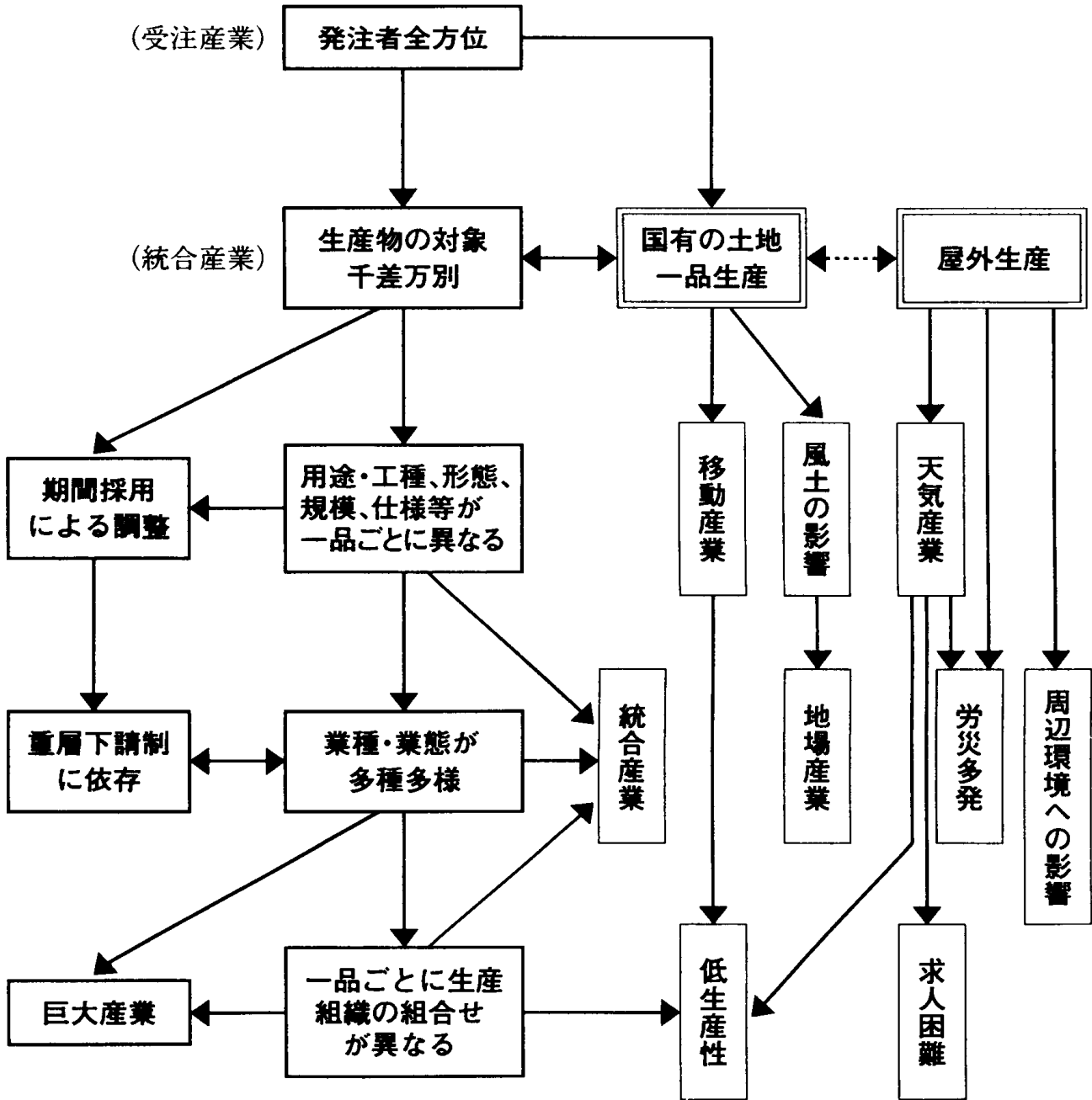
8) 建設政策研究所・中小商工業研究所，前掲書（注4），205ページ。なお，中村賀光氏は建設業の特徴・特質として，第一に受注業・請負業，第二に単品産業，移動産業，第三に屋外・天気産業，を指摘している（中村賀光『建設業界』，教育社，49～51ページ）。

表1 建設業の業種分類

	■日本標準産業分類	■建設業法の分類
総合工事業	一般土木建築工事業 土木工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 建築工事業 (木造を除く) 木造建築工事業 国営工事業 公共工事業 (国営を除く)	土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事
職別工事業 (設備工事を除く)	大工工事業 とび・土木・コンクリート工事業 鉄骨工事業 鉄骨・鉄筋工事業 石工・煉瓦・タイル・ブロック工事業 左官工事業 屋根工事業 (金属製屋根を除く) 板金・金物工事業 塗装工事業 金属製建具工事業 その他職別工事業	タイル・煉瓦・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事
設備工事業	電気工事業 電気通信信号装置工事業 管工事業 (さく井を除く) さく井工事業 築炉工事業 昇降設備工事業 機械器具工事業 その他の設備工事業	機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事

(出所) 中村賀光『建設業界』, 66ページ。

図3 建設業の特色の相関図



(注) 二重枠は基本的特色を表わす。

(出所) 長門昇『建設業界再生への挑戦』, 34ページ。

省国土局以来の伝統によって官僚主義的業務遂行が行われていることである¹¹⁾。

第五の特質は、受注産業や行政組織への権限集中という構造的特徴ゆえに、政治家への政治献金や、選挙での集票活動、行政官僚の天下りの受入れなど、“政・官・業”の癒着がはなはだしいことである¹²⁾。

(3) 建設産業の歴史……請負制・下請制と入札制度を中心に

ここでは、建設産業の歴史を請負制・下請制と入札制度を中心にまとめておきたい¹³⁾。

古代から大工・左官などの専門工は存在していたが、彼らは施主（天皇，幕府，大名，寺社など）に雇われ，材料・道具を支給されて仕事をしたにすぎない。中世，近世までは，この直営工事方式が一般的であった。

しかし，江戸中期になると，一部に請負的契約に基づき屋敷などを建てる者が出始め，後期になると，大工・左官などを集めて建設を請け負う者，橋や堤防などの建て替えや修復を行う者が現れてくる。さらに，江戸末期から明治初期には，大工の棟梁が中心となって積極的に工事を行い，請負業者，建設業者として育っていった。

そして，明治期に入って，わが国の建設産業は確立する。すなわち，明治政

9) 建設政策研究所・中小商工業研究所，同上書（注4），205ページ。なお，木村保茂氏は建設産業の特徴について次のように述べている。「建設業の生産過程は，大量生産方式をとる工場生産とは異なって，多種類の工程（作業）を時間的（時期別）に配列して構造物を生産する点に一つの特徴がある。この特徴は，建設業の生産が造船・自動車産業などと同様の総合組立加工生産でありながらも，屋外での移動生産を主体とする不安定な一品受注であることに起因している。この特徴ゆえに，建設業の生産過程は初工程（初期工事）から最終工程（最終工事）までの全工程を同時に稼働させることが不可能であり，工場生産のようなシステマティックな生産が困難であった。建設工程の進行に応じて，必要とする職種別労働力数や生産手段が変動し，工程の種別ごとに作業が断続的に進行するという特徴をもち，そのことが重層的下請制を形成する理由の一つとされてきた。しかし，現段階における建設生産技術の変革をはじめとする建設生産様式の変化は，建設業の生産過程のこれまでの特徴を変化させつつある。」（木村保茂『現代日本の建設労働問題』，学文社，34～35ページ）

10) 建設政策研究所・中小商工業研究所，同上書（注4），286ページ。

11) 西村貢「公共事業予算と建設業の構造改革」，鹿児島県立短期大学地域研究所『研究年報』第27号，1998年。

12) 同上論文（注11）

13) 建設業を考える会『にっぽん建設業物語』，講談社，1992年。中村賀光，前掲書（注8）。

府は積極的に鉄道・道路などの交通網、電信・電話などの通信網の整備を進めたが、その工事によって建設産業は著しい成長を遂げた。明治後期からは河川工事が増え、大正から昭和にかけては、水力発電を中心にした水資源開発、つまりダム工事が急速に増加した。

ところで、明治期の建設産業にとりわけ大きな影響を与えたのは、明治半ばに導入された入札制度である。1889（明治22）年に公布された会計法は、第八章「政府ノ工事及物件ノ売買貸借」において、政府との契約は法律や勅令で定めるほかはすべて公告して競売に付すという一般競争入札を原則とし、例外として随意契約によることができるとした。つまり、会計法は、一定の入札保証金を納入すれば誰でも工事の入札に参加し、工事を行えるようにした画期的なものであった。しかし、それまでの政府工事は随意契約が主流であったため、従来、直営工事で独占的な地位を占めていた建設業者は、工事が減少し、経営は苦しくなった¹⁴⁾。

一方、一般競争入札は発注者にとっても重荷だった。発注者たちは、従来どおりの随意契約を利用したかったが、特別の例外を除いてそのつど個別に法令によらねばならなくなった。その結果、1900（明治33）年に勅令280号で指名競争入札制度が案出され、公布された。原則は一般競争入札ながら、実態上は指名競争入札が支配的という、長らく続いた官公庁工事はここに始まった。

また、この入札制度は、片務的で主従関係的な請負制度を助長するものであった。そのため、発注者による支配関係が確立し、企業間では請負の段階に応じて、第一次請負、第二次請負、第三次請負……という重層的な下請支配関係が構造的に定着することとなった¹⁵⁾。

14) 日本土木会社（公称資本金200万円）は官庁集中計画や佐世保、呉の軍港拡張など政府関係の土木工事の特注を見込んで、大倉喜八郎や藤田伝三郎を中心に洪沢栄一ら財界人の後援も得て設立された明治期最大の建設企業で、資金の融通・企画・設計・施工を一貫して行おうとした。しかし、日本土木会社は設計までも含めた受注を見込んだ政府工事、例えば日比谷中央官庁街の挫折、1890（明治23）年のわが国初めての資本主義恐慌などを背景とし、直接の動機としては会計法による一般競争入札原則の打撃によって解散した。

15) 西村貢、前掲論文（注11）。木村保茂氏は、「他国と異なるわが国建設業の特殊性は、むしろ、請負契約の特殊性（歴史的に形成された元請・下請の特命入札制と請負契約の片務性）と労働組合（野丁場職業別労働組合）の脆弱性にある」と指摘されている（木村保茂、前掲書（注9）、81ページ）。

2 建設産業と公共事業

(1) 90年代の建設産業

まず、建設投資構成の変化、つまり土木と建築のウェイトの変化を検討してみよう¹⁶⁾。

1960年から5年毎の平均値で比較してみると、1970年代前半までは建築の比重が上昇(62.1%→64.1%)し、土木が低下する傾向にあった。しかし、1970年代後半から1990年代前半にかけては、建築が比重を低下させて停滞(58.1%~61.3%)し、土木はその分だけ増加した。そして、1990年代後半に至って、建築は53.1%にさらに低下し、土木は逆に増加して46.9%に達している。

このように比重を高めてきた土木投資は、民間土木が8~10%台で推移しているのに対して、公共土木は1970年代前半までは26~28%台だったのが、1970年代後半から1990年代前半に29~31%を経て、1990年代には37.6%に上昇している。

また、建築を含めた公共投資総額が建設投資に占める比重をみると、1985年の38.7%、またバブル期の1990年の31.6%を経て、1995年には戦後最高の46.2%に達した。

このような民間から公共投資へのシフトは、1990年代の長期化する不況のもとで、財政面での矛盾をかつてなく深めている(後述)。

このように、従来、建設産業は不況期になると公共事業で息をつき、次の好況期の民間需要で儲けを出すというパターンで生き延びてきた。つまり、公共事業は安定確実な経営の下支えだったのである¹⁷⁾(図4参照)。

しかし、バブル崩壊後の不況により、建設産業をめぐる状況はより厳しくなっている。

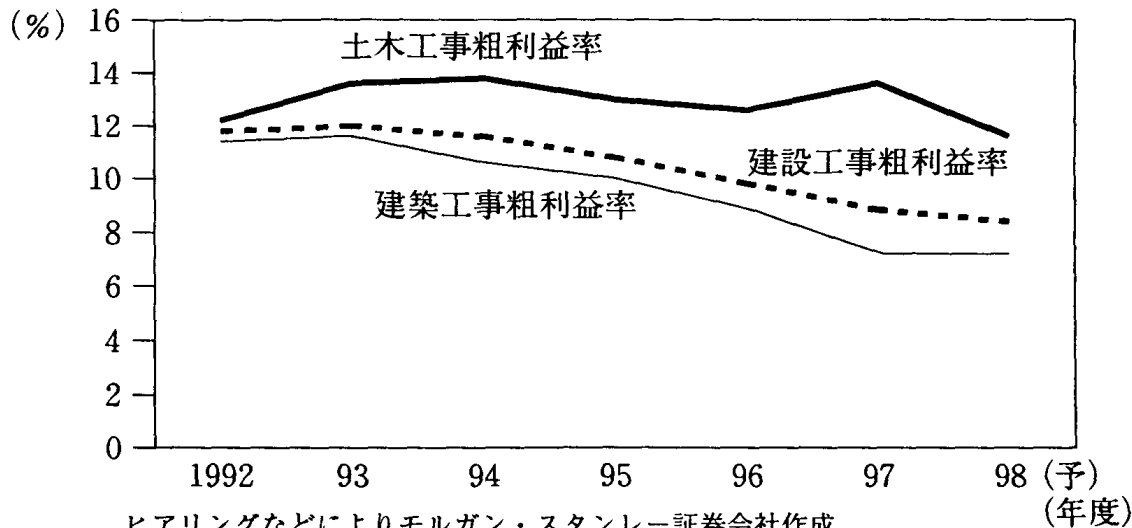
まず、民間非住宅投資は大幅な減退となり、ゼネコン各企業は民間工事受注

16) 建設政策研究所・中小商工業研究所、前掲書(注4)、110ページ。

に凌ぎをけずることになった¹⁸⁾。この中で、大手資本が小さな市場への参入を強化するとともに、一連の建設不祥事で公共工事での指名・営業停止の対象となった大手資本が、仕事を確保するために、従来は中小建設業者の守備範囲であった民間工事にも参入するなど、国内市場における価格受注競争が激化している¹⁹⁾。

また、公共工事部門では、中小業者下層部分がほぼ市場から放逐され、中小業者の中・上層部分と大手企業が、地元業者対大手企業という形をとりながら

図4 上場スーパーゼネコン四社平均の土木・建築別粗利益率推移



ヒアリングなどによりモルガン・スタンレー証券会社作成

(出所) 『エコノミスト』1998年7月28日号

17) 「ゼネコンにとって、官公庁工事の特徴というのは、①景気に左右されない安定した需要がある、②支払いが正確である、③一定水準の利益率が確保できる、などのメリットがある。……(中略)……民間需要はどうしても景気に左右される。……(中略)……支払いについても民間工事はむらがある。民間工事は工期を最優先させたり、途中で設計変更もあつたりと発注者側の要求も厳しいが、その分をあらかじめ見込んでの、高い利益率を確保できるケースも多い。……(中略)……だが、その分だけ競争も激しい。当然、入札価格などないから、値引き競争になるケースもしばしば。談合による受注調整は民間需要ではありえないから、勢い、値引きか、そうでなければプラスアルファ、すなわち造注による特命受注というサービス競争になる傾向が強い。また、途中で発注側の資金繰りが苦しくなると、支払いが後回しになることもある。」(溝上幸伸&ゼネコン問題取材班『ゼネコンが大量倒産する日』、あっぷる出版社、89~90ページ)。また、西村貢氏は次のように述べている。「ゼネコン各社の粗利益率は、官公需土木で13~14%であるのに対して、民需建築では6~7%と部門間格差が存在している。その結果、バブル崩壊後、民需部門での営業損失を官公需土木事業で補填する収益構造が形成されてきた。このような歪んだ収益構造が定着したのは、公共事業の発注制度に由来している。官公庁は、指名入札制度という競争制限によって慢性的な超過利潤を保障するとともに、公共工事受注のための資格審査での売上高重視によって、営業赤字をだしてでも売上高を極大化しようとする営業環境をつくってきたからである。」(『建設経済新聞』1998年1月30日)

徐々に受注調整秩序の再編をみつつある²⁰⁾。つまり、公共工事は、大企業と中小企業の上層部分に集中する傾向にあり、中小企業の中・下層部分と個人業者はシェアを低下させ、大企業および中小企業の上層部分にシフトする傾向にある²¹⁾。

また、重要なことは、1996（平成8）年1月に、WTO（世界貿易機関）政府調達協定が発効したことである。これにより、物品に加えて、建設工事、設計・コンサルタント業務などのサービスの調達が対象となり、一定額以上（工事の場合7億5000万円、なお1996年4月以降は6億5000万円）の国、政府機関、都道府県、指定都市の調達について、あらゆる競争制度の撤廃が厳しく求められることとなった。こうして、一定規模以上の公共工事の入札については、指名競争入札から一般競争入札への移行が実施されたのである。

(2) 建設産業と公共事業

巨大な建設産業が成り立つためには、中央および地方の財政資金に大きく依存した、多額の公共投資が不可欠である。

図5は一般政府総固定資本形成の対GNP比率の推移を、国際比較したものである。これによれば、日本の公共投資には、対GDP比率で見ると、ヨーロッパ諸国の2倍以上、アメリカの3倍以上という巨費が投じられてきたことがわかる。

しかし、日本の住宅や生活環境の整備水準は、諸外国と比較して非常に低く、現在でも国民が豊かさを実感できない状況にある。諸外国をはるかに上回る公共投資を長年にわたって行いながら、その整備水準が劣悪なのはなぜか²²⁾。

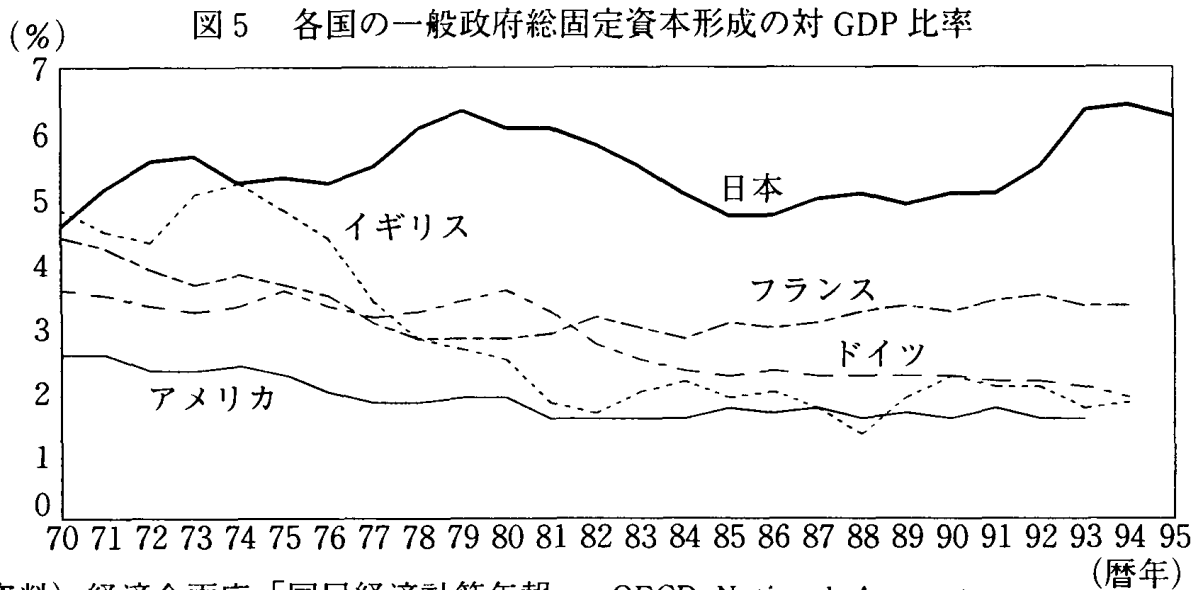
18) 建設政策研究所・中小商工業研究所、前掲書（注4）、36ページ。

19) 同上書（注4）、173～174ページ。

20) 同上書（注4）、114ページ。

21) 同上書（注4）、115～117ページ。

22) 山田明「公共投資と財政」、重森暁・鶴田廣巳・植田和弘『Basic 現代財政学』、有斐閣、1998年、105～106ページ。



その理由の第一は、日本の公共投資が産業基盤に重点的に振り向けられたことにより、生活・都市基盤の整備に対する投資が絶対的に不足しているからである。

第二の理由は、日本の公共投資が高コストで非効率な投資構造になっているからである。日本の高い地価は用地補償費を高め、しかも公共工事の単価は民間工事に比べて2～3割は高いと言われている。

第三の理由は、日本の公共投資が硬直的で、無駄が多いからである。とくに、国の公共事業費の配分（事業ないし省庁別配分）が硬直的であり、高度成長期に確立された公共事業の枠組みが、時代の変化や需要の変動にもかかわらずほとんど修正されていない。

次に、90年代の公共事業をめぐる問題点を検討してみよう。

公共事業をめぐる第一の問題は、財政問題である。

1990年代に入って、バブル経済は崩壊した。これにより、バブル期に構想・実施された民活プロジェクトは大きな打撃を受けた。

代表的な事例は、「東京臨海副都心」の巨大開発である。また、大阪湾の「ウォーターフロント開発」をあげることもできる。地方圏のリゾート開発も危機に瀕

している。九州では、福岡県大牟田市のレジャー施設「ネイブルランド」が破綻し、大分県別府市ではショッピングセンター「コスモピア」が経営不振から地元百貨店に譲渡された。さらに、宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」も累積赤字が1000億円に迫っている²³⁾。

このような第三セクターの経営悪化は、急速に自治体財政に波及した。そして、全国の地方自治体は、戦後第三の地方財政危機にみまわれることとなった。その原因としては、上述のバブル時代からの開発ラッシュのツケ、長引くバブル不況による税収減に加えて、景気対策としての地方自治体を主体にした公共事業の大盤ふるまいによるところが大きい。この公共事業の財源は、国の場合は建設国債、地方の場合は地方債が主要なものであり、国にも地方自治体にも巨額の債務が累積することとなった。

1990年代前半において、国は景気対策の受け皿として公共事業、とくに地方単独事業を積極的に推進した。その背景としては、とりわけ1990（平成2）年の「日米構造協議」で定められた10カ年にわたる430兆円の「公共投資基本計画」（1994年には630兆円に増額）による影響が大きい。しかも、国は地方単独事業を奨励するという政策目的のために、地方債の元利償還金の一部を地方交付税に算入した。正確には、地方交付税の算定の際に、元利償還金を基準財政需要額に加えることにした。このことから、公共事業費、とくに単独事業費が急増し、地方債が急増することとなった。その結果として、起債制限比率が急上昇し、地方財政は危機的な状況に陥ったのである。

結局、国の施策と誘導を忠実にあるいは無批判に受けいれ、これ幸いと起債を財源とした地方単独事業で建設投資を拡大してきた、中央追随主義の「公共事業依存型」の行財政運営を続けてきた自治体に対して、今日の地方財政危機がより厳しく現れるということである。

公共事業をめぐる第二の問題は、“政・官・業”の癒着の問題である。

建設産業（公共事業）をめぐる贈収賄事件が後を絶たない最大の要因は、特

23) 「南日本新聞」1998年11月30日。

権官僚の天下りと建設業界の企業・団体献金、そして族議員との癒着という、“政・官・業”の癒着の構図にある²⁴⁾。

戦後、長期にわたった保守政治は、“政・財・官”が癒着して公共事業にたかり、財政をくいものにする大がかりな利権構造をつくりだした。その結果、公共事業は国民生活の向上のためではなく、いわば建設のための建設、事業のための事業に堕したのである²⁵⁾。

指名入札制度では、首長が業者を指名する権限をもつので、業者は指名を受けるために首長への賄賂や圧力などさまざまな働きかけを行う結果、“政・財・官”の癒着が生じるわけである。その癒着の一つの形態が、建設省や地方自治体の建設関係の幹部が、建設産業に天下りするということである²⁶⁾。

それゆえ、建設行政を民主化する基本は、特権官僚の天下りの禁止、企業・団体献金の禁止と情報の公開である²⁷⁾。とりわけ、会計法にもとづく一般競争入札を基本とした制度の拡大をすすめ、入札情報をガラス張りにすることが重要である²⁸⁾。

公共事業をめぐる第三の問題は、環境破壊である。

1970年代の空港・新幹線などの公共事業をめぐる公害裁判は、公共性と環境権の問題を提起した。1980年代の穴道湖・中海干拓問題、そして、1990年代の長良川河口堰、諫早湾干拓、吉野川第十堰などの諸問題は、公共事業を見直すシステムの重要性を提起した。それにより、事業ストップの事例として、細川内ダム、矢作川河口堰、藤前干潟などの事例がようやく生まれた。

公共事業をめぐる第四の問題点は、業務の委託・外注化の進展による技術力の低下が招いた諸問題である。

1960年代初頭までは、建設省においても、職員が設計・積算はもちろん、現場での直接工事にも携わり、土木技術者として第一線で監督や管理業務に取り

24) 建設政策研究所・中小商工業研究所、前掲書（注4）、164ページ。

25) 同上書（注4）、44ページ。

26) 同上書（注4）、46ページ。

27) 同上書（注4）、164ページ。

28) 同上書（注4）、46ページ。

組んできた。しかし、1960年代半ばに予算の関係で直営工事が全面請負に切り換えられ、また1968（昭和43）年以降の定員削減で定員が減り続け、それと相まって「合理化」が進んだ。そして、今日では、設計・積算、工事監督の業務委託、管理業務に加えて、用地業務までも外注化が進行している²⁹⁾。以上は、建設省の業務の実態であるが、公共事業の発注職場では国、地方自治体、公団等もほぼ同様の状況にある³⁰⁾。

本来的には発注側の能力が施工する業者を上回っていなければならない。工事の提案、設計から、品質管理、コスト管理まで細かく工事全般に渡ってみていく仕組みがなければならない。しかし、現実にはそのような能力を持つ専門家は地方自治体には乏しい。優秀な技術者は中央政府に集まってしまい、そのような技術者を育成し、尊重するシステムが地方自治体にはない。発注側の能力がないため、必然的に業者主導の工事となっていく。具体的には、談合を黙認し消極的あるいは積極的に荷担していく、手抜き工事を黙認する、不急不要の工事案件を優先するなど、さまざまな形で業者と癒着している³¹⁾。

このような現実から、契約変更により工事費が倍額に膨脹した、京都市の地下鉄東西線建設のような大問題が生じるのである。

おわりに……地域に根ざした建設産業の役割

建設産業は、本来、道路、河川、下水道、公園、防災など公共施設の建設をはじめ、住宅、事務所など国民の命とくらし・財産を守り、経済活動や社会基盤を整備する重要な産業である³²⁾。いいかえれば、建設産業は、国民の生活と深い関わりをもち、国民のニーズにこたえ、生活の基盤をつくり、提供する重要な産業であり、同時に産業基盤、経済活動の基盤をつくる産業である³³⁾。

29) 建設政策研究所・中小商工業研究所、前掲書（注4）、40ページ。

30) 同上書（注4）、166ページ。

31) 溝上幸伸&ゼネコン問題取材班、前掲書（注17）、79ページ。

32) 建設政策研究所・中小商工業研究所、前掲書（注4）、44ページ。

33) 同上書（注4）、230ページ。

また、地域に根ざした建設産業の役割とは、地域住民の立場に立ち、地域住民の生活改善に役立つ公共事業を遂行することである³⁴⁾。

地域的特性を踏まえた個性的な建物や構築物からなる、全体として調和のとれた街づくりを行う必要がある、その主役は地域の自然環境・地質条件や歴史的に形成されてきた伝統・風習・文化ならびに生活様式を熟知している中小建設業が担当すべきである³⁵⁾。

地方自治体の発注工事は、本来、地域住民の生活や安全を守り、地域産業を発展させ、地域労働者の雇用を確保するためのものであり、そのためのきめの細かい公共事業が地域建設業者の手で施工されることが必要である³⁶⁾。

多くの企業が元請け・下請けという複雑な重層下請構造であり、また、きわめて地域性が強く、地方業者が圧倒的に多い業界であり、地域の経済・雇用を支える基盤ともなっている³⁷⁾。

建設産業の地域経済における位置は大きい。地域の総支出に占める建設投資が3割をこえるところは、北海道、東北、北陸、2割をこえるところは北関東、中国、四国、九州であり、建設投資なしには地域経済は成り立たない³⁸⁾。

それゆえ、地域に根ざした建設産業の役割とは、地域住民の雇用を確保し、生活を下支えするとともに、環境を重視した街づくりを地域が自主的に行っていくことのできる、いわば地方分権型公共事業を創造していくことである³⁹⁾。

34) 「建設経済新聞」1998年2月20日。

35) 建設政策研究所・中小商工業研究所、前掲書（注4）、180ページ。

36) 同上書（注4）、190ページ。

37) 同上書（注4）、45ページ。

38) 同上書（注4）、97ページ。

39) 加藤一郎『地方分権と公共事業』、日本経済評論社、1998年、IVページ。